

「法制問題小委員会中間まとめに関する意見」

1. 氏名：直江 理子
2. 性別 年齢：女性 50 歳代
3. 職業：病院図書館司書（日本病院ライブラリー協会 会長）
4. 住所：北海道旭川市金星町 1-1-1 市立旭川病院 教育研修科図書室内
5. 電話番号：0166-24-3181 (ex.5469)

メールアドレス m_naoe@city.asahikawa.hokkaido.jp

6. 該当項目および頁数：第 4 章 1 (4) ・ (5) ・ (6) [22 頁～24 頁]
7. 意見

日本病院ライブラリー協会は、本年設立 35 周年を迎え、病院を中心とした医療機関に設置されている図書館・医療情報担当者約 280 名で構成される団体です。

病院図書館の目的は、施設内の医師、看護師、薬剤師、技師等、医療者を対象に診療に必要な医療情報提供を主としています。提供する医療情報は的確性と迅速性、最新性が要求され、そのほとんど全てが日常の外来・入院診療の中で患者さんの命に関わる疾病の治癒、健康の維持のために利用され、あるいは治療法、クオリティオブライフ等の研究の一貫として使用されるものです。今や医学の進歩は世界同時発信・同時受信で日々刷新され、国内外の医学・医療情報の入手なくして最適な診療を実施するのは困難です。

(5) 特定の利用目的を持つ利用への対応①公的目的にかんがみ権利制限が求められていると考えられる利用について「一般規定による権利制限が求められている著作物の利用行為には、「障害者福祉」や「教育」、「研究」、「資料保存」といった、目的の公益性に着目した著作物の利用類型が一定程度存在するものと考えられる。こうした著作物の利用行為については、権利制限の必要性のみならず、公益目的にかんがみ既に整備されている他の個別権利制限規定との関係も含め、利用の目的、利用行為の主体、対象著作物、制限の程度、利用の態様等の要件につき慎重に考慮する必要がある。(22 ページ)」法制問題小委員会において、このような検討がされていることは、重要なことと考えます。私が勤務する公立病院図書室をはじめ、病院図書館を取り巻く環境は厳しく、病院図書館における著作物の利用、複製は現行著作権法に反するものであり、さらに病院図書館は 31 条の図書館に該当しないという意見があります(注 1)。

医療法による「国民の健康の保持に寄与することを目的」とした医療現場における医学・医療情報の利用は、公益性を持つ利用のひとつという認識が社会的に浸透して然るべきと考え、この方向にむけて日本病院ライブラリー協会は一層の努力を重ねているところです。

「したがって、これを一般規定による権利制限の対象と位置づけるべきではなく、権利制限の必要性について関係者間の合意が得られ次第、個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当であると考えられる。(23 ページ)」この部分は公益性に着目しながらも、関係者間の合意にいたるまでの審議には相当な時間を要している現状について、残念ながら考慮されているとはいいがたく「関連して、個別権利制限規定の改正又は創設をするに当たっては、既存の規定よりも構成要件を緩和(抽象化)する方向で、特定の目的に限定した広範な権利制限を定める英国等のフェアディール型等の導入も視野に入れながら見直しをすべきだとの意見があった。」という記載にとどまっています。

英国著作権法 29 条、米国著作権法 108 条にみられるような目的を限定した広範囲な一步踏み込んだ条文となることを希望します。

このような条文が制定されることにより例えば、現在、病院図書館では不当に著作物を利用しているという批判に対して、著作物の利用範囲の典拠が明確になり、さらには権利者の権利を無用に損なうことなく、利用の公平な体制を作り上げていくことが可能と思われます。公益を目的とした利用と不公正な利用の範囲を明確にしていくことも権利制限の規定には必要と思われます。

(注 1) 図書館と著作権 黒澤節男著 医学図書館 50 巻 4 号、325-330p. 2003 年 12 月